

【EU】新型コロナウイルス復興基金設立規則の公布

海外立法情報課 濱野 恵

* 2020年12月、7500億ユーロの新型コロナウイルス復興基金「次世代EU」を設立する規則が公布された。同基金は、特に、経済復興のため、雇用の回復や創出、持続可能な成長の再活性化、中小企業支援等の措置に資金を提供する。

1 復興基金設立規則案の公表までの経緯

2020年4月23日、EU加盟国首脳で構成される欧州理事会は、欧州委員会に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による経済停滞からの復興計画を示すよう要請した。これを受け、5月27日、欧州委員会は、復興パッケージに関する政策文書(COM(2020)442)を公表した。

復興パッケージは、「次世代EU」(Next Generation EU: NGEU)と呼ばれる復興基金を設立し、2021年から2027年までを対象とするEUの次期多年度財政枠組(Multiannual Financial Framework: MFF)¹に同基金を組み入れ、同基金の財源として、欧州委員会が7500億ユーロ²を市場から調達できるようにすることを主眼とする。総額7500億ユーロの復興基金のうち、2500億ユーロは加盟国への融資、5000億ユーロは加盟国による返済不要な補助金等に充てるとした。また、復興基金の約75%に当たる5600億ユーロは、加盟国が策定する復興計画に基づき、環境保護やデジタル移行等に資する投資や改革を支援する新設プログラム「復興・回復ファシリティ」(Recovery and Resilience Facility: RRF)に投入するとし、その他、プログラムの新設や、既存プログラムへの追加の資金提供を提案した。

翌28日、欧州委員会は、復興基金設立規則案(COM(2020)441)を公表した。また、同日、2018年5月に公表済みであった次期多年度財政枠組規則案に復興パッケージの内容を反映させる修正案(COM(2020)443)と、EUの独自財源³(Own Resources)決定案に欧州委員会が7500億ユーロの資金を調達する権限等を追加する修正案(COM(2020)445)を、公表した。

2 欧州理事会における協議及び規則の成立

2020年6月19日、欧州理事会において、復興パッケージについての初協議が行われたが、合意には至らなかった。同年7月17日から21日までの5日間にわたる欧州理事会の末、復興基金の構成内容等を変更する形で合意が成立した。欧州理事会合意では、復興基金の総額は7500億ユーロに据え置かれたが、融資は3600億ユーロに増額され、補助金等は3900億ユーロに減額された。プログラム別では、「復興・回復ファシリティ」への割当が増額された一方、他のプログラムへの割当は減額又は取消となった(表参照)。

欧州理事会合意を反映した規則案は、2020年12月14日、閣僚級代表で構成されるEU理事会で採択され、同月22日、「COVID-19危機の影響からの復興を支援するため、EU復興のた

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月10日である。

¹ 少なくとも5年間にわたり、政策分野ごとに各年の歳出の上限額を定める。

² 1ユーロは約127円(令和2年3月報告省令レート)。

³ EUの歳出は、原則として、EU独自の財源により支出されなければならない(EU運営条約第311条)。独自財源決定は、独自財源の総額、構成等について規定する。庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店、2013、p.113。

め的手段 (Recovery Instrument) を設立する理事会規則⁴ (Council Regulation (EU) 2020/2094. 以下「復興基金設立規則」) として公布され、翌日施行された。

2020年12月22日には、復興パッケージの内容を反映した多年度財政枠組規則も公布され (Council Regulation (EU, Euratom) 2020/2093)、2021年1月1日から適用された。一方、欧州委員会による7500億ユーロの資金調達を可能にする修正等を含めた独自財源決定は、2020年12月15日に公布された (Council Decision (EU, Euratom) 2020/2053)。同決定は、全加盟国による批准後、2021年1月から遡及的に適用される⁵。

3 復興基金設立規則の概要

復興基金設立規則 (全6条) は、COVID-19危機後の復興を支援する手段 (基金) を設立する。特に、経済への悪影響からの復興を支援するため、雇用の回復や創出、持続可能な成長の再活性化、中小企業支援等の措置に資金を提供する (第1条)。

復興基金の総額は7500億ユーロとする (第2条第1項)。このうち、3844億ユーロを新設・既存プログラムの資金とし (同条第2項第a号)、3600億ユーロを加盟国への融資に充て (同条第b号)、56億ユーロを投資促進のための基金への信用保証に充てる (同条第c号)。3844億ユーロと56億ユーロの合計3900億ユーロが、加盟国による返済を要しない補助金等に該当する。復興基金に基づく資金提供の決定は、2023年12月31日までに行う (第3条)。

表 復興基金設立規則の当初案と成立規則における構成の変化 (単位: 億ユーロ)

プログラム名	概要	当初案	成立規則
復興・回復ファシリティ (Recovery and Resilience Facility)	加盟国が策定する復興計画に基づき、環境保護やデジタル移行等に資する投資や改革を支援	5600 (うち融資:2500)	6725 (うち融資:3600)
REACT-EU	結束基金 (EU域内の格差是正と成長のための基金) の強化	500	475
EU4Health	公衆衛生分野の取組強化	77	—
RescEU	市民保護メカニズム (大規模な災害の際に加盟国間で支援を行う仕組み) の強化	20	19
ホライズン・ヨーロッパ (Horizon Europe)	研究開発支援の強化	135	50
公正な移行基金 (Just Transition Fund)	気候中立 (温暖化ガス排出量実質ゼロ) 実現に向けた化石燃料からの転換に際し、特に影響を受ける地域への支援強化	300	100
欧州農業農村振興基金 (European Agricultural Fund for Rural Development)	地域開発の強化	150	75
InvestEU	EU域内における投資促進	303	56
ソルベンシー・サポート (Solvency Support Instrument)	EU域内の企業への資金援助強化	260	—
対外活動関係諸プログラム	EUの対外活動の強化	155	—
合計		7500 (うち融資:2500)	7500 (うち融資:3600)

(注) 金額は、多年度財政枠組の当初案が公表された2018年時点の価格 (2018 prices) で示されている。

(出典) European Commission, “The EU Budget powering the recovery plan for Europe,” COM(2020) 442, 2020.5.27. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0442>>; Council of the EU, “Multiannual financial framework for 2021-2027 adopted,” 2020.12.17. <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2020/12/17/multiannual-financial-framework-for-2021-2027-adopted/>> 等を基に筆者作成。

⁴ Council Regulation (EU) 2020/2094 of 14 December 2020 establishing a European Union Recovery Instrument to support the recovery in the aftermath of the COVID-19 crisis, OJ L433I, 22.12.2020, p.23. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2020/2094/oj>>

⁵ 2021年2月25日現在、加盟国27か国中、7か国が批准している。“Council Decision (EU, Euratom) 2020/2053 of 14 December 2020 on the system of own resources of the European Union and repealing Decision 2014/335/EU, Euratom,” European Council, Council of the European Union website <<https://www.consilium.europa.eu/en/documents-publication/s/treaties-agreements/agreement/?id=2020025&DocLanguage=en>>